

新 市 基 本 計 画

平成21年8月

豊川市・小坂井町合併協議会

平成28年12月変更

豊川市

目 次

1. はじめに	
(1) 合併の必要性	1
1) 日常生活圏の拡大と両市町の結びつき	1
2) 新しいまちづくりの可能性	2
3) 新たな時代の自治能力の向上	3
4) 将来の持続ある発展への対応	3
(2) 計画策定の方針	5
2. 新市の現況	
(1) 新市の現況	6
1) 概況	6
2) 交通環境	7
3) 人口動向	8
4) 産業動向	10
5) この地域における課題	11
3. “まちづくり”の基本方針	
(1) 新市の将来像	12
(2) “まちづくり”の基本目標	13
(3) 主要指標の見通し	15
1) 総人口（目標人口）	15
2) 年齢3区分別人口	16
3) 世帯数	17
(4) 新市の土地利用構想	18
1) 都市構造	18
2) 道路交通網	19
4. 新市の施策	
(1) 重点施策	20
(2) 分野別主要施策	22
1) 安全・安心（安全で快適な生活環境が整っています）	22
2) 健康・福祉（健康で生き生きと暮らせる人が増えています）	24
3) 建設・整備（住み心地よいまちの空間が生み出されています）	26
4) 教育・文化（あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいます）	28
5) 産業・交流（個性があり活力あるまちになっています）	30
6) 行政・協働（効率的で効果的な行財政運営が行われています）	32
5. 新市における愛知県事業の推進	
(1) 愛知県の役割	34
(2) 新市における愛知県事業	34
6. 公共施設の統合整備	36
7. 財政計画	
(1) 歳入	37
(2) 歳出	38

1. はじめに

(1) 合併の必要性

1) 日常生活圏の拡大と両市町の結びつき

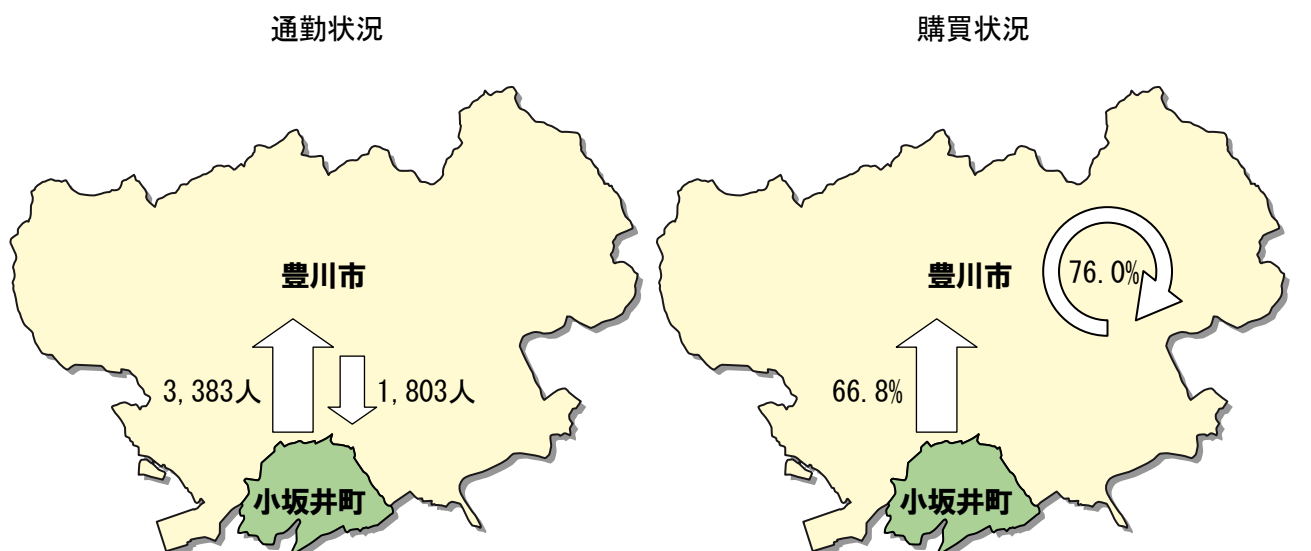
豊川市と小坂井町は、歴史的にも深い関わりを持ち、近年では、都市地域の拡大と自動車交通や情報通信網の発達などによって、両市町の結びつきがますます強くなっています。

小坂井町の就業者の約4人に1人に当たる3,383人が豊川市に通勤し、買い物では小坂井町の住民の7割近い方が豊川市で日常品を購入しています。このように小坂井町の住民にとって、豊川市は、生活する上で非常に重要な都市となっています。

また、豊川市と小坂井町地内を貫いて流れる佐奈川は両市町の住民に共通の潤いと安らぎを与える場となっています。さらに、豊川市が有する森林や三河湾などの豊かな自然環境は、小坂井町民にとってもゆとりある暮らしを確保するための役割を持つとともに、両市町の住民の交流を促進しています。

このように、豊川市と小坂井町は、それぞれの地域資源を活かし、相互に支えあいながら発展し、行政の圏域を意識することなく、一つの生活圏を形成しています。住民の生活圏を単位として、一体的なまちづくりを進め、行政サービスを提供することは、納税地域と便益を受ける地域が一致し、生活の利便性を高めることが可能となります。

両市町では、し尿処理、ごみ処理、消防など、住民生活の根幹を支える仕事を共同で行うことにより、安定したサービスを安価に提供することの実績もあることから、住民生活の圏域に合わせ、行政全般について一体的な運営を行うため、合併による新市の形成が求められます。



資料：H17 国勢調査

資料：H11 消費者購買動向調査

※豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町、旧音羽町、旧御津町の数値を合算したもの

2) 新しいまちづくりの可能性

豊川市は、これまで農業・工業・商業のバランスのとれた東三河地域の拠点都市として、また、小坂井町は鉄道交通に恵まれた都市近郊の町として発展を続け、それぞれが地域の特性を活かした行政運営を行ってきました。しかし、社会構造の変化や自治体を取り巻く環境の変化により、それぞれが課題を抱えています。

小坂井町は、豊川右岸の豊橋平野に位置し、町内には山はなく最も高いところでも海拔10m程度と平坦な地形ですが、町域が狭小で、その中に鉄道が新幹線を含めて4路線、国道が2本貫いているほか、現在は名豊バイパスの整備も進んでいます。鉄道等での地域分断や通過交通が多いことなど、地域への負荷が大きくなっていることから、道路ネットワークの構築を図る中で、地域間の連携をより円滑にすることが課題となっています。

一方、豊川市では、平成18年2月1日に旧一宮町と、平成20年1月15日に旧音羽町及び旧御津町との合併を経て、都市間競争力を高めてきましたが、更なる魅力あふれるまちづくりの取り組みや、中心市街地の活性化などが課題となっています。

また、両市町共通の課題として、工業団地等への優良企業の誘致や地場産業の振興を図ることにより、地元での雇用の確保・創出に努め、若者が定着する住みよいまちづくりを進めるとともに、積極的な財源確保に向けた取り組みを強化する必要があります。

自治体としての規模の小さい小坂井町だけでは、これらの課題の解決は困難である一方、豊川市の課題についても、小坂井町を含めた生活圈域全体で対処することが求められます。

このように、豊川市と小坂井町が合併すれば、新市域の土地利用や都市機能の見直しなど、市域全体を幅広い観点から再考することができるとともに、地域に共に暮らす人達が地域の課題に対して共通の認識を持ち、必要な資源を供給し、知恵を出し合う、新しいまちづくりが期待できます。

表 数字で見る新市の姿

順位	人口	(人)	農業（農業産出額）	(億円)
1	名古屋市	2,255,010	田原市	724
2	豊田市	425,195	豊橋市	474
3	一宮市	378,163	新市	193
4	豊橋市	377,680	豊川市	174
5	岡崎市	373,274	豊田市	110
6	春日井市	302,885	西尾市	110
7	新市	183,066	安城市	97
8	安城市	178,169	稲沢市	95
9	豊川市	161,220	愛西市	94
10	小牧市	149,433	岡崎市	84
	豊川市	161,220	豊川市	174
	小坂井町	21,846	小坂井町	19

資料：愛知県人口動向調査(平成21年5月1日現在)

資料：生産農業所得統計(平成18年)

順位	工業（製造品出荷額等）	（億円）	商業（販売額）	（億円）
1	豊田市	132,428	名古屋市	302,573
2	名古屋市	42,872	豊田市	16,452
3	田原市	27,170	豊橋市	12,424
4	安城市	18,221	岡崎市	10,625
5	岡崎市	18,185	一宮市	8,988
6	刈谷市	17,679	小牧市	7,091
7	幸田町	15,965	安城市	6,859
8	東海市	14,812	春日井市	6,618
9	豊橋市	14,212	刈谷市	6,193
10	西尾市	14,045	新市	3,252
新市（12位）		12,804		
豊川市		11,981	豊川市	
小坂井町		823	小坂井町	
			3,020	
			232	

資料：工業統計調査（平成19年）

資料：商業統計調査（平成19年）

3）新たな時代の自治能力の向上

少子高齢化の急速な進展、国と地方を通じた財政状況の悪化、多岐に渡る行政課題への対応など、地方分権時代における地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いています。

また、国民一人ひとりのライフスタイルの多様化により、個性を重視する時代になる一方で、地域間格差や所得格差、教育格差が広がっています。これら多様化・高度化する行政課題に対して的確に対応するために、住民に最も近い基礎自治体としての市町村は、より一層の行財政基盤の強化や広域的な視点に立った対応が求められています。

このような状況の中、従来の中央集権型の行政システムは時代に合わなくなっており、国は、地方自治体が自立し、個性を十分に発揮できる社会の構築に向けて、国と地方の役割分担や税財源の配分を見直す三位一体の改革を始め、地方分権型社会への変革を進めています。

分権型社会においては、市町村が自らの判断と責任の下に地域の特性に合わせて行政課題を解決していくことが求められます。また、行政の無駄を省き、真に地域の実態に合った行政サービスが提供されるようになることが期待されています。分権型社会を住民にとってメリットのあるものにするためにも、合併により、自治能力の向上を図り、行政と住民が一体となって、自らの知恵、財源で自らの課題を解決する真の地方自治の実現に向け取り組んでいくことが必要です。

4）将来の持続ある発展への対応

アメリカのサブプライムローン問題に端を発する金融不安は、世界経済を「100年に1度の危機」と例えられるほど厳しい状況に追い込みました。わが国の経済においても大きな打撃を被っており、この未曾有の経済危機に対応するため、国は赤字国債の発行を財源とする大規模な財政出動により景気回復への舵取りを行っているところです。

わが国の財政は、先進国中でもっとも悪く、平成21年度末には、国と地方を合わせた借金が国民1人当たり約630万円に相当する804兆円にも上ると見込まれています。この大幅な財政赤字は、毎年増加の一途をたどっているばかりか、景気対策のための財政出動に伴い、将来に渡ってわが国の経済に対する不安材料となってしまう懸念がもたれています。

このような中、国は厳しい財政状況を反映し、三位一体の改革により地方交付税を見直し、地方に対する補助金等の削減を進めてきました。地方にとっては、税源移譲による税収の増加はあったものの、景気悪化に伴う法人税の大幅な減額などにより、引き続き大変厳しい財政状況となっています。

地方税など、地方公共団体が自主的に収入しうる自主財源の割合は、両市町ともに6割程度となっており、その他は、地方交付税、国・県支出金、地方債などの財源に依存しています。今後、公債費が高い水準で推移することや社会保障費の増加などから財政負担の増大が見込まれることを考えると、特に規模の小さい自治体では、これまでの行政サービスを維持することが難しくなるばかりか、将来の世代に大きな負担を残すこととなります。合併によるスケールメリットで効率化を図ることにより、管理的な経費を削減し、財政の健全性と行政サービスの水準を維持することができます。

国及び地方の長期債務残高

(単位：兆円)

	平成7年度末 (1995年度末) ＜実績＞	平成12年度末 (2000年度末) ＜実績＞	平成19年度末 (2007年度末) ＜実績＞	平成20年度末 (2008年度末) ＜補正後＞	平成21年度末 (2009年度末) ＜予算＞
国	285程度	464程度	568程度 (551程度)	591程度 (571程度)	607程度 (595程度)
普通国債残高	225程度	368程度	541程度 (524程度)	563程度 (543程度)	581程度 (569程度)
対GDP比	45.4%	72.9%	105.0% (101.7%)	110.6% (106.6%)	113.9% (111.5%)
地方	125程度	181程度	199程度	197程度	197程度
対GDP比	25.1%	36.0%	38.5%	38.6%	38.6%
国・地方合計	410程度	646程度	767程度 (750程度)	787程度 (767程度)	804程度 (792程度)
対GDP比	82.6%	128.1%	148.6% (145.3%)	154.6% (150.7%)	157.5% (155.2%)

(注)

1. GDPは、19年度までは実績値、平成20年度は実績見込み、平成21年度は政府見通し。
2. 平成19年度末の()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成20年度末及び21年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
3. 交付税及び譲与税配分金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(34兆円程度)である。
4. このほか平成21年度末の財政投融资特別会計国債残高は123兆円程度。

(2) 計画策定の方針

○ 計画の趣旨

本計画は、豊川市と小坂井町が合併した後の新市のまちづくりを推進していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく計画を策定して、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

○ 計画の構成

本計画は、合併後の新市のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するための施策（新市の施策及び愛知県事業の推進）、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

○ 計画の期間

本計画は、合併年度の平成21年度及びこれに続く15年度間である平成21年度から36年度までの計画期間とします。

○ 計画策定に当たっての留意事項

計画策定に当たっては、次の事項に留意しました。

- ・両市町が進めているまちづくりの方向性を可能な限り尊重するとともに、地域の自然、歴史、文化等の特徴を活かし、新市全体の住民福祉と活力の向上を目指すこと
- ・新市の均衡ある発展を目指すこと
- ・新市住民の交流や連携が進められるよう十分に配慮し、新市の一体性の速やかな確立を目指すこと
- ・新市のまちづくりにとって真に必要な事業等を位置付けるとともに、行財政の効率化を図り、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすること

2. 新市の現況

(1) 新市の現況

1) 概況

①位置と地勢

新市は、愛知県の南東部、東三河地域の中央部に位置し、南及び東は豊橋市、北は岡崎市及び新城市、西は蒲郡市に面しています。

地形的には北側に山が連なり、中央部から南に広がる平野部（豊橋平野）には豊川をはじめとして自然が残された多くの河川が流れ、さらに南側は三河湾に面するなど、山、川、海といった多様な自然環境から形成されています。

②歴史的特性

【豊川市】

平成18年2月に旧一宮町、平成20年1月に旧音羽町及び旧御津町の編入合併により誕生した豊川市は、三河国府や三河一宮が置かれるなど古くからこの地方の政治、経済、文化の中心として、また、交通の要衝の地として栄えてきました。特に近世においては、御油及び赤坂に東海道五十三次の35番、36番目の宿駅が形成され、本坂街道（姫街道）などの街道筋のまち、豊川稲荷の門前町としての特徴が現れてきました。

近代以降、豊川用水の全面通水、国道1号をはじめとする幹線道路の整備、東名高速道路豊川インターチェンジ及び音羽蒲郡インターチェンジの開設などの整備に伴い、大葉やイチジクといった野菜や果物、スプレー菊やシクラメンをはじめとした花き類などの施設園芸を中心とした生産性の高い農業振興、海軍工廠跡地や三河港の臨海部などへの工場誘致による工業振興、市街地再開発による商業の活性化などにより、農業・工業・商業のバランスのとれた都市として発展を遂げています。

【小坂井町】

縄文時代晩期の指標土器となっている「稲荷山式」の命名由来となった平井稲荷山貝塚遺跡をはじめとして、弥生時代の環濠集落、古墳、白鳳寺院、戦国時代の城跡などの歴史的資源を有する小坂井町は、東海道が整備された江戸時代には既に多くの人々が往来する交通の要衝の地となっていました。

小坂井町は面積10km²に満たない小さな都市でありながら、国道1号、151号などの幹線道路や、J R東海道線、J R飯田線、名鉄名古屋本線が通っているなど交通利便性が高く、また町全体が豊橋平野の中央部に位置する平坦地であることから、豊かな農業資源を活用した食料品や輸送機械を主とする製造業や商業も盛んであるなど、都市機能が比較的充実しており、人口密度も東三河地域で最も高くなっています。

③自然資源

北側には、木曾山系の本宮山連峰があり、東南に流れる一級河川豊川を始め、中央、西端に二級河川の佐奈川、音羽川等が流れ、三河湾に注いでいます。

本宮山麓には、豊かな森林に親しみながら散策できる登山コースがあり、市の西部には自然環境を活用した県営の東三河ふるさと公園や紅葉が美しいコアブラツツジの自生地のある宮路山があります。また、河川にそった地域には田畑のほか、桜並木などの自然景観が広がっており、緑と水の豊かな潤いのある環境となっています。また、三河湾には自然を生かした三河臨海緑地があります。

④面積

新市の面積は160.63 k m²となり、愛知県では8番目の広さとなります。土地の利用状況をみると、森林・原野が37.2%と最も多く、次いで、農用地21.7%、宅地17.2%となっています。

2) 交通環境

新市の中央を東名高速道路が東西に横断し、市の東端に位置する豊川インターチェンジと北西端に位置する音羽蒲郡インターチェンジが広域交通道路網への玄関口となっています。一般道路については、並行する国道1号と国道23号が北西-南東方向に、国道151号及び国道247号（小坂井バイパス）が北東-南西方向に通り、基軸道路となっています。また、環状道路として、主要地方道東三河環状線が配置されるとともに、格子状の縦軸に都市計画道路中通線、横軸に姫街道線が、また、その他に都市計画道路豊川新城線などが配置され、有機的な道路ネットワークを構成しています。

鉄道網としては、国道1号と並行して名鉄名古屋本線が、国道23号と並行してJ R東海道本線が、国道151号と並行してJ R飯田線が通っています。また、名鉄名古屋本線と国府駅で分岐する豊川線が東西に走り、新市中央部の諏訪町駅から県都名古屋市へは約1時間の所要時間となっています。公共バス網については、公営と民営あわせて15路線が運行しています。

3) 人口動向

平成17年の国勢調査によると、新市の人口は、181,444人で、5年前（平成12年）に比べて4,746人、割合にして2.7%の増加となっています。新市全体の人口の動向は、愛知県全体の伸び率とほぼ同じで微増傾向にとどまっています。

また、平成17年の新市の世帯数は、61,777世帯で、5年前（平成12年）に比べて4,816世帯、割合にして8.5%の増加となっています。

表 各市町の人口推移と増減率

(単位：人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	伸び率 (H17/H7)
豊川市	151,157	155,034	159,563	1.06
小坂井町	21,352	21,664	21,881	1.02
合計（新市）	172,509	176,698	181,444	1.05
愛知県	6,868,336	7,043,300	7,254,704	1.06

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

※H17/H7の値は、平成7年人口を「1」とした場合の平成17年人口の伸び率を指す。

表 各市町の世帯数と増減率

(単位：世帯)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	伸び率 (H17/H7)
豊川市	46,193	50,112	54,502	1.18
小坂井町	6,363	6,849	7,275	1.14
合計（新市）	52,556	56,961	61,777	1.18
愛知県	2,358,519	2,548,219	2,758,637	1.17

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

※H17/H7の値は、平成7年世帯数を「1」とした場合の平成17年世帯数の伸び率を指す。

年齢3区分別の人口は、平成17年（国勢調査）の年少人口は15.3%、生産年齢人口は66.7%、老年人口は18.0%、平成7年（国勢調査）は年少人口17.1%、生産年齢人口69.8%、老年人口13.1%となっており、老年人口比率の増加が顕著となっています。

表 年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	伸び率 (H17/H7)
豊川市	総人口	151,157	155,034	159,563	1.06
	年少人口(0～14歳)	25,980 (17.2%)	24,862 (16.0%)	24,727 (15.5%)	0.95
	生産年齢人口(15～64歳)	105,390 (69.7%)	106,556 (68.7%)	106,510 (66.8%)	1.01
	老年人口(65歳以上)	19,774 (13.1%)	23,604 (15.2%)	28,284 (17.7%)	1.43
小坂井町	総人口	21,352	21,664	21,881	1.02
	年少人口(0～14歳)	3,503 (16.4%)	3,210 (14.8%)	3,021 (13.8%)	0.86
	生産年齢人口(15～64歳)	15,101 (70.7%)	14,964 (69.1%)	14,553 (66.5%)	0.96
	老年人口(65歳以上)	2,748 (12.9%)	3,487 (16.1%)	4,307 (19.7%)	1.57
両市町の合計	総人口	172,509	176,698	181,444	1.05
	年少人口(0～14歳)	29,483 (17.1%)	28,072 (15.9%)	27,748 (15.3%)	0.94
	生産年齢人口(15～64歳)	120,491 (69.8%)	121,520 (68.8%)	121,063 (66.7%)	1.00
	老年人口(65歳以上)	22,522 (13.1%)	27,091 (15.3%)	32,591 (18.0%)	1.45

資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※総人口には年齢不詳が含まれているため、年齢3区分の合計とは合致しない場合があります。

(注) %は総人口に占める割合を表します。

4) 産業動向

国勢調査(平成17年)によると、本地域の就業人口割合は、第3次産業が53.3%で、最も高くなっています。また、第1次産業は7.1%、第2次産業は38.8%といずれも愛知県平均(第1次2.8%、第2次34.4%)を上回っています。平成7年から平成17年にかけての推移をみると、第1次産業・第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にあります。

①農業

平成18年における両市町の農業産出額は193億円で県全体の約6%を占めています。中でも、大葉やトマト、スプレー菊やシクラメン、バラなどの生産が地域の農業を特徴付けています。

近年、農家人口、農家数及び経営耕地の面積は減少傾向にあります。

②工業

平成19年における両市町の事業所数は645、従業員数は29,397人、製造品出荷額等は12,804億円であり、近年増加傾向にあります。

③商業

平成19年における両市町の年間商品販売額は、卸売業で1,270億円、小売業で1,982億円となっており、過去5年間で5.2%程度(卸売業と小売業の合計)減少しています。

④観光業

豊川市では、豊川稲荷に観光参拝客が年間数百万人訪れるほか、赤塚山総合公園に35万人、おいでん祭に15.5万人、豊川手筒まつりに8.5万人、本宮山並びに本宮の湯に33.4万人の来訪者があります。また、小坂井町では五社稲荷に8.5万人の来訪者があります。

表 産業別就業者数の推移

(単位：人)

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	伸び率 (H17/H7)
豊川市	就業者総数	84,990	85,448	86,223	1.01
	第1次産業	6,688 (7.9%)	6,527 (7.6%)	6,252 (7.3%)	0.93
	第2次産業	36,013 (42.4%)	35,067 (41.0%)	32,997 (38.3%)	0.92
	第3次産業	41,945 (49.4%)	43,645 (51.1%)	46,411 (53.8%)	1.11
小坂井町	就業者総数	11,940	11,964	11,989	1.00
	第1次産業	780 (6.5%)	737 (6.2%)	752 (6.3%)	0.96
	第2次産業	5,464 (45.8%)	5,345 (44.7%)	5,127 (42.8%)	0.94
	第3次産業	5,675 (47.5%)	5,866 (49.0%)	5,947 (49.6%)	1.05
両市町合計	就業者総数	96,930	97,412	98,212	1.01
	第1次産業	7,468 (7.7%)	7,264 (7.5%)	7,004 (7.1%)	0.94
	第2次産業	41,477 (42.8%)	40,412 (41.5%)	38,124 (38.8%)	0.92
	第3次産業	47,620 (49.1%)	49,511 (50.8%)	52,358 (53.3%)	1.10

資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※ 就業者数には産業分類不能も含むため、第1次産業から第3次産業までの合計と就業者総数は合致しません。

(注) %は就業者総数に占める割合を表します。

5) この地域における課題

両市町の総合計画等で示されている、まちづくりの共通の方向性や社会経済情勢の変化への共通認識等から、この地域における課題は下記のとおりとなります。

- 誰もが安心して、安全に暮らすことのできるまちづくりの推進
- 少子高齢化に対応した健康・福祉施策の充実
- 自然環境の保全・活用による魅力創出と都市基盤整備
- 教育環境の充実と文化振興による豊かな心と人づくり
- まちの活力やにぎわいを創出する産業交流基盤の強化
- 住民の参加と協働によるまちづくりの推進

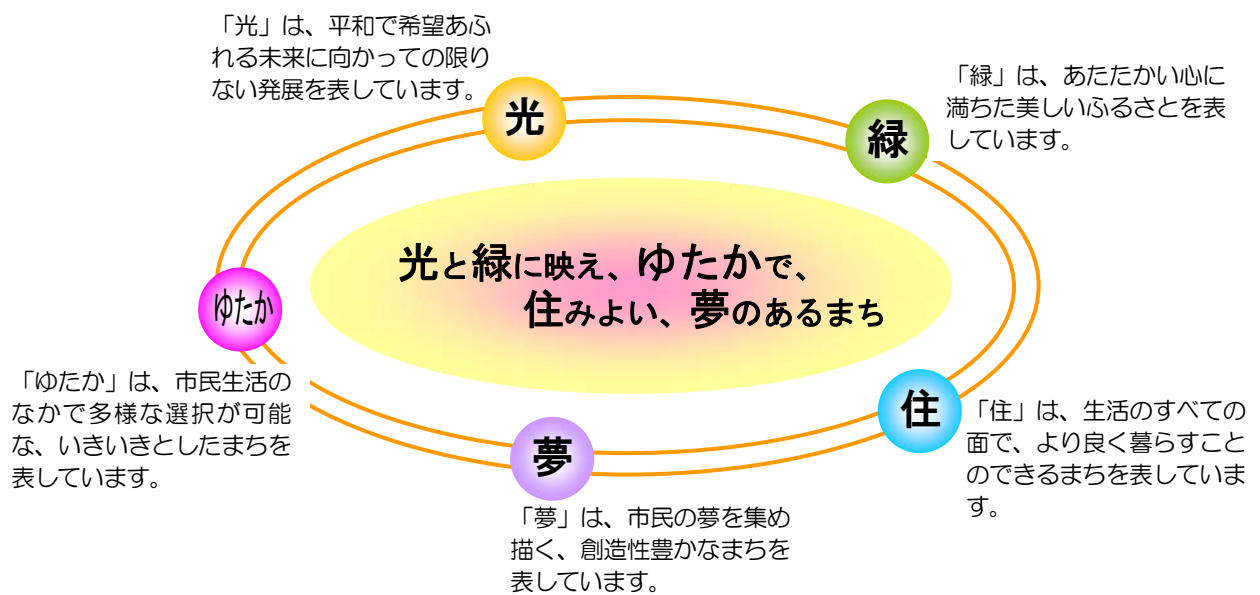
3. “まちづくり”の基本方針

(1) 新市の将来像

新たなまちづくりを推進するため、目指すべき新市の将来像を次のように定めます。

「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」

図 将来像のイメージ



(2) “まちづくり”の基本目標

新市の将来像を実現していくための、“まちづくり”の基本目標を以下のとおり定めます。

安全で快適な生活環境が整っています

- 市民が毎日安心して暮らすためには、市民一人ひとりが安全を心掛けるとともに、地域住民がお互いに連携し、行政と共に地域の安全確保に努める必要があります。
- 発生が予想される大規模地震への防災対策や、身近な問題として防犯・交通安全対策の強化、消防・救急体制の充実に努めます。また、上下水道の整備をはじめ、私たちの身のまわりの衛生、生活環境面の保全に努めます。

健康で生き生きと暮らせる人が増えています

- 市民が健康であるための施策の展開を基本としながら、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人に対して福祉の充実が必要です。
- 地域医療の中核としての新市民病院の整備や、市民の健康づくりなど保健・医療体制の充実と、高齢者・障害者福祉をはじめ少子化などに対応した各種事業を進めます。

住み心地よいまちの空間が生み出されています

- ゆとりある住環境の形成と、都市機能の充実を図り、バリアフリーなど快適で魅力ある都市空間を創出する必要があります。
- 都市の基盤となる土地区画整理や道路整備を計画的に進め、公共交通の利便性の向上を図るとともに、公園・緑地、河川環境など憩いの空間整備を進めます。

あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいます

- 次代を担う子どもたちからお年寄りまで、市民一人ひとりが自発的、積極的に学習に親しみ、人間性を養うことのできる環境が必要です。
- 児童生徒の個性や能力を伸ばすため、学校の教育力・教育環境や地域の教育環境を充実し、個性ある教育を進めます。また、市民の幅広い学習活動、文化活動、スポーツ活動などの多種多様な意欲にこたえるため、生涯学習環境の整備に努めます。

個性があり活力あるまちになっています

- 市民生活を支える産業経済の発展と、まちの特長を活かし、観光や交流を通じた活力ある生活環境づくりが必要です。
- 農業、工業、商業の振興や、中心市街地など商店街の活性化と雇用の安定に努めます。また、まちのにぎわいを創出するため、観光資源の活用や国際時代にふさわしい異文化交流活動の推進に努めます。

効率的で効果的な行財政運営が行われています

- 市民と行政が適切な役割分担と緊密な連携を図りながら、対等の立場で共通の施策に取り組むなど、市民参加の機会を拡大することで、行財政運営の効率化を推進する必要があります。
- 地域においてはコミュニティや市民活動、男女共同参画社会の形成などを推進し、行政としては積極的に市政情報を提供し、職員の能力向上や健全な財政運営を進め、行政サービスの向上に努めます。また、防災、医療をはじめ地域産業についても近隣市町村と広域的に連携し、効率的な行政運営を進めます。

(3) 主要指標の見通し

1) 総人口（目標人口）

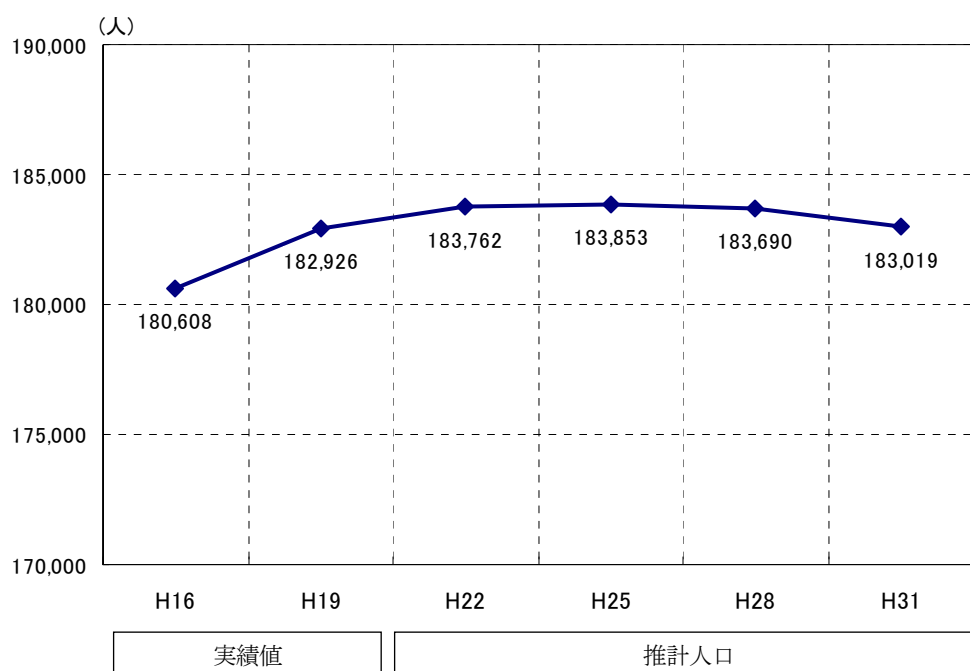
● 平成31年における目標人口を約184,000人とします。

平成17年（国勢調査）時点の新市の総人口は181,444人となっており、平成21年5月1日現在では183,066人※となっており。コーホート要因法の推計によると、近年の人口流入傾向が反映され、当面増加を続けますが、平成27年をピーク（183,913人）として、以降は減少傾向が見込まれています。

両市町ではこれまでも、様々な分野において共同で地域づくりに取り組んできましたが、さらに、合併を契機とした土地利用や都市機能の強化を図ることにより、新しいまちづくりの可能性が期待できます。

こうしたことを踏まえ、平成31年の目標人口については、推計人口のピークを保つことを目標として、約184,000人とします。

図 総人口



(注) コーホート要因法とは、基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別出生率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法です。

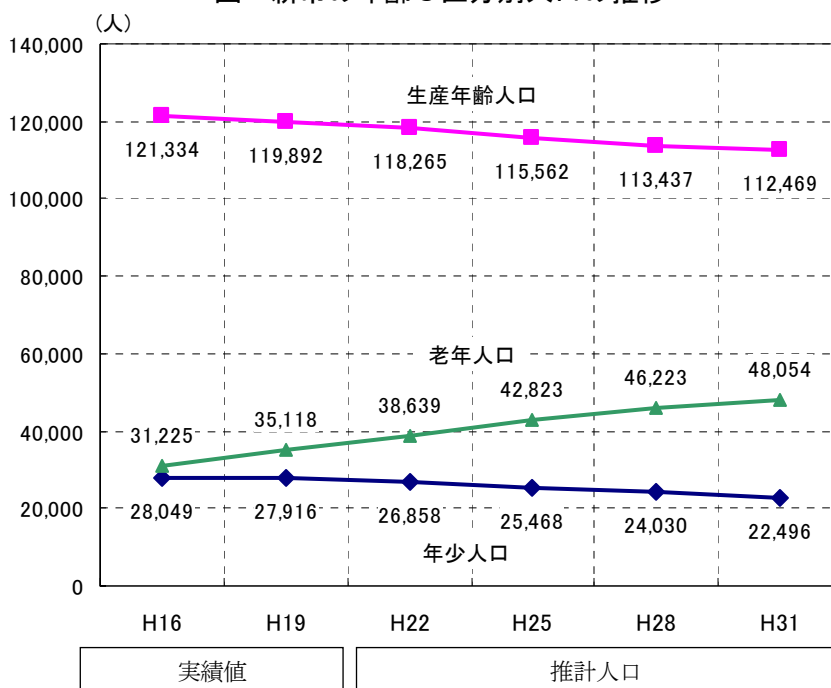
※新市基本計画：P2 数字で見る新市の姿（人口）を参照

2) 年齢3区分別人口

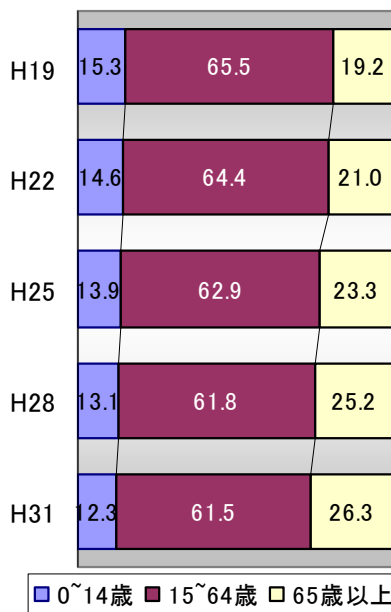
● 平成31年時点で、年少人口（0～14歳）が22,500人、生産年齢人口（15～64歳）が112,500人、老年人口（65歳以上）48,100人とします。

平成31年における年齢3区分別の人口は、年少人口（0～14歳）が22,500人（12.3%）、生産年齢人口（15～64歳）が112,500人（61.5%）、老年人口（65歳以上）48,100人（26.3%）を見込むものとします。今後、老年人口割合は増加傾向、生産年齢人口割合・年少人口割合は微減傾向が続くものと予測されます。

図 新市の年齢3区分別人口の推移



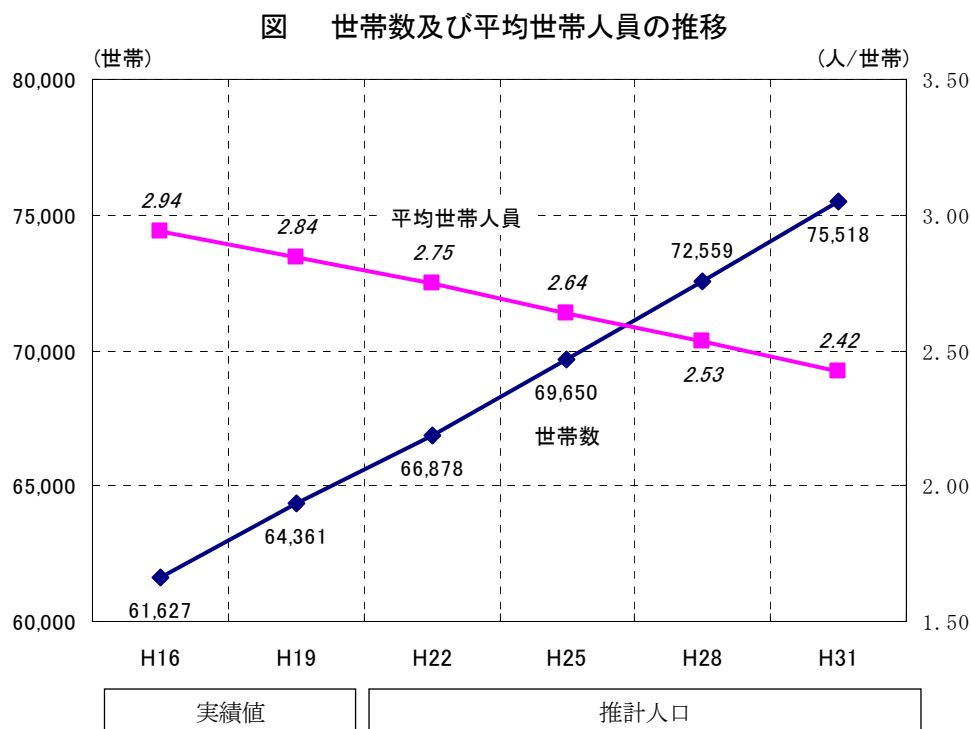
(年齢3区分別人口構成比)



3) 世帯数

- 世帯数の見通しとしては、平成 31 年時点で、75,500 世帯とします。

平成31年における世帯数は、総人口から75,500世帯を見込みます。今後、平均世帯人員は減少傾向、世帯数については、増加傾向で推移することが予測されます。



【推計の方法】

- 将来平均世帯人員は、平成 2 年～平成 20 年の平均世帯人員をもとに、トレンド法（直線回帰、指数回帰、対数回帰のうち相関係数が最も高いものを採用）を用いて推計しています。
- 将来世帯数は、総人口をこの平均世帯人員推計値で除して算出しています。

(4) 新市の土地利用構想

土地利用構想の基本的な考え方

両市町が合併によって一つの都市として新しく誕生し、新市の特色を活かしながら均衡のとれた発展をめざすため、都市構造を5つのゾーンに区分したうえで、新市の一体的な整備を推進し、魅力あるまちづくりを実現していきます。

なお、新市の土地利用構想については、本計画の計画期間にとらわれず、将来を見据えた土地利用を進める目標として位置付けるものです。

1) 都市構造

《ものづくりゾーン》

工業系の用途地域に指定されている地区などでは、企業立地を積極的に推進し、企業誘致や市街地に分散する工業施設の集積を図り、工業生産や物流拠点機能の充実が可能なゾーンづくりを進めます。

また、高速道路のインターチェンジ、国道151号バイパス、国道23号バイパス沿線など、道路体系整備にあわせ、新たな産業拠点としての土地利用を検討します。

《にぎわいのゾーン》

乗降客数の多い鉄道駅周辺地区を、地区の特性に応じ、行政、文化、商業・業務、医療などの都市機能が集積する、快適な住環境を兼ね備えた自立性のある地域として、様々な人が交流するにぎわいのあるゾーンづくりを進めます。

《くらしのゾーン》

自然環境と調和し、他のゾーンと連携しながら都市機能を高め、快適な暮らしを演出する住みよいゾーンづくりを進めます。

《田園ゾーン》

豊かな田園地帯の広がる平野部のゾーンで、自然環境の保全を図るとともに、身近に田園環境と親しみふれあうことのできるゾーンづくりを進めます。

《自然環境ゾーン》

豊かな緑のある丘陵地のゾーンで、市民の営みを保全・維持していくため、自然環境の保全を図り、ゆとりのあるゾーンづくりを進めます。

2) 道路交通網

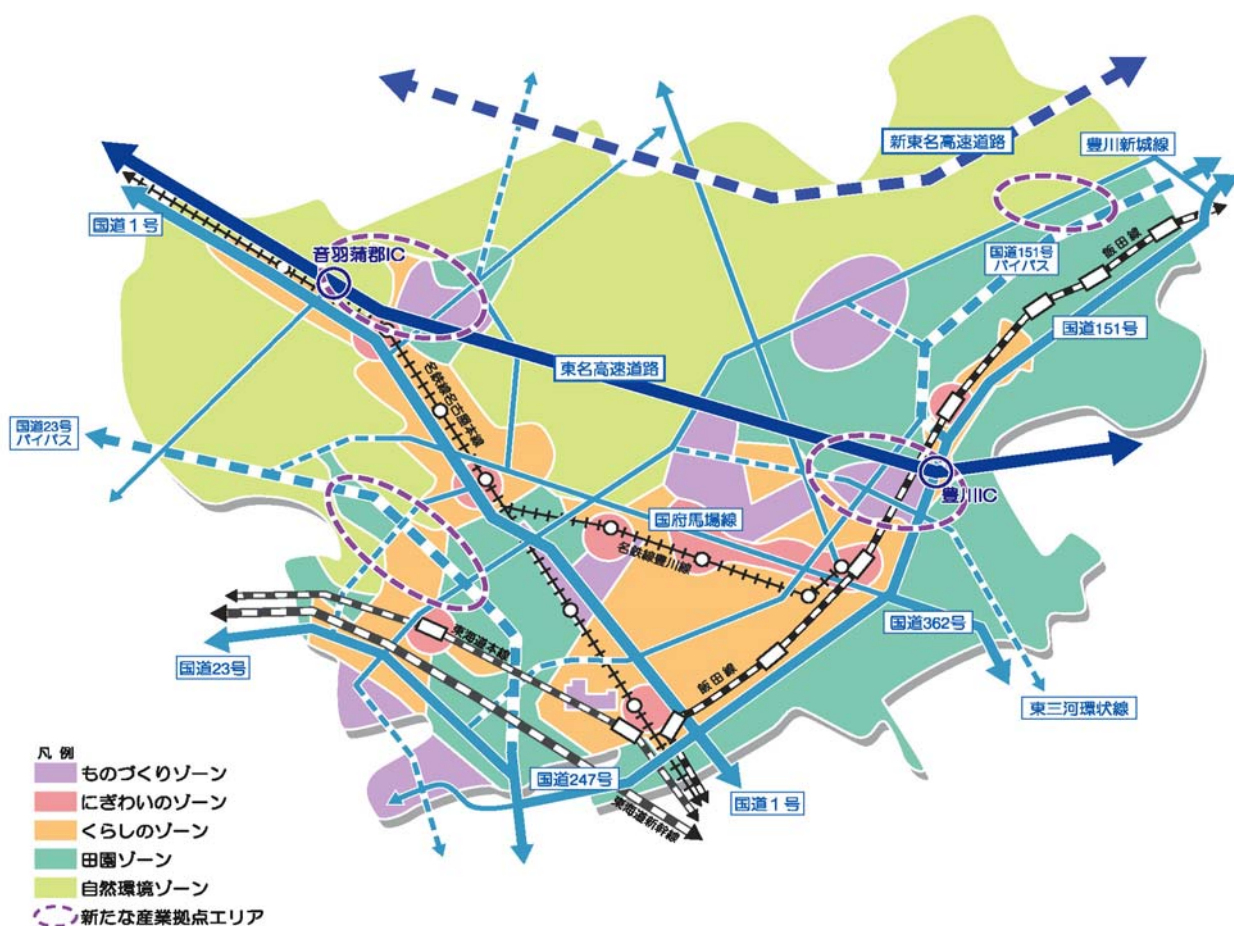
《広域交流軸》

道路では東名高速道路、鉄道ではＪＲ東海道本線、ＪＲ飯田線、名鉄名古屋本線、名鉄豊川線を広域交流軸と位置付けます。

《地域連携軸》

国道１号、姫街道（国道３６２号、国府馬場線）、国道２３号、国道２３号バイパス、東三河環状線などを東西軸、また、国道１５１号、国道１５１号バイパス、国道２４７号、豊川新城線などを南北軸と位置付け、各地域を有機的につなぐ道路ネットワークを形成します。

図 新市の都市構造図



4. 新市の施策

(1) 重点施策（市民が住みよさに満足しています）

新市の将来像「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」を戦略的かつ効果的に実現するために、分野別主要施策を相互に関連させ、まちの活力を高め、新市の一体性を確保できる波及効果の高い事業群を重点施策として位置付けたうえで、国や県からの補助金などの財源を積極的に活用し、健全な財政運営を図る中で事業を展開することにより、新市の市民が住みよさに満足のできるまちづくりを推進します。

① 都市基盤整備プロジェクト

両市町の地域間の連携を強め、一体的な発展を進めるため、幹線道路の機能強化を図り、住む人の生活環境に配慮した道路ネットワークや公共交通機関の基盤整備を推進します。

また、社会経済情勢の変化に対応し、自然環境の保全や環境（エコ）対策などに配慮しながら、地域の特性に応じた適切な都市計画により、都市施設整備と一体となった調和のとれた秩序ある土地利用や、若者が魅力を感じ、地域で住み続けられる安定した働く場の確保を目指し、新規企業の立地支援を充実します。

- 幹線道路網の整備
- 生活道路の整備
- 内陸部及び臨海部における工業団地整備促進
- 新規立地企業に対する支援

② 生活環境整備プロジェクト

誰もが安心して暮らせるよう、公園・緑地の整備、交通安全施設等の整備、上下水道の整備を一体的に進め、身近な生活環境の整備を促進します。また、安全に配慮するため、民間住宅の耐震改修補助など災害に強いまちづくりや防犯対策事業等を着実に推進し、安全安心なまちづくりに努めます。

- 交通安全対策
- 防災対策
- 防犯対策
- 公園緑地の整備
- 上下水道の整備

③ 健康福祉・教育推進プロジェクト

急激な高齢化が見込まれる中で、住民主体の健康づくりを支援し、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供を図り、住民がお互いに支えあう、思いやりにあふれた地域社会の実現を目指すとともに、次代を担う子どもたちの教育環境の整備を進めます。

- 新市民病院の建設
- 救急施設の整備
- 子育て支援事業の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障害者福祉の充実
- 学校教育施設の整備
- 学校教育内容の充実

④ 自立協働連携プロジェクト

地域特性を活かし、多様な住民ニーズに対応できる自立型社会を目指し、地域コミュニティを基盤とした地域づくりを推進するとともに、住民、企業、行政それぞれが役割や責任を分担し、連携してまちづくりを行う協働型の地域運営を進めます。

- 市民活動の支援
- コミュニティ活動の支援
- 男女共同参画の推進
- 基本的人権の尊重
- 行政情報等の提供
- 地域情報化の推進

(2) 分野別主要施策

1) 安全・安心（安全で快適な生活環境が整っています）

① 交通安全対策の強化

多発する交通事故から市民を守るために、子ども、高齢者などの交通弱者や各世代に対する交通安全意識の向上を図る啓発活動及び交通安全指導の強化を行うとともに、歩道や道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めることにより交通事故を減らし、交通事故による死傷者数が少ない安全なまちをつくります。

② 防犯対策の強化

警察、各種防犯組織、防犯ボランティア、地域住民等の密接な連携のもと、地域の防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を支援することにより、犯罪がおきにくい市民が安心して暮らせるまちをつくります。

③ 防災対策の推進

地震防災対策強化地域などの指定を踏まえ、地域の防災リーダーやボランティアコーディネーター等の養成、公共施設や民間住宅の耐震対策の充実、浸水や土砂災害対策の推進をするとともに、防災無線や防災備蓄品などの防災施設の整備充実を図ることで、市民と行政が協働して不意の災害に備えることのできるまちをつくります。

④ 消防体制の充実

防火意識の啓発を進め、消防施設や設備の充実を図ることで消防力を強化し、消防団や市民と協力して消防体制を充実させることで、火災等の災害から市民の暮らしを守ることのできるまちをつくります。

⑤ 救急体制の充実

救急意識の啓発を進め、救急施設や設備の充実を図ることで、市民と行政が一体となって迅速な救急活動が行われる体制を構築し、市民の生命を守ることのできるまちをつくります。

⑥ 地球環境の保全

緑豊かな山や清らかな河川、光る海など、地域固有の生態系への理解を深め、将来の子孫に残すべき大切な財産であるという認識のもと、優れた自然環境を保全するとともに、生態系ネットワークの形成等を進めることにより、生物多様性の豊かさを実感しつつ、市民が地球環境に優しい生活を心掛けることのできるまちをつくります。

⑦ ごみ減量化の推進

リサイクルの推進、リユースの奨励を進め、市民・事業者・行政が一体となって資源循環型社会の形成に努めることにより、ごみの減量化が推進され、適正で低コストなごみ処理ができるまちをつくります。

⑧ 衛生環境の向上

不法投棄の防止や生活型公害の防止啓発を進めることにより、衛生的な環境が保たれ、市民が快適に暮らすことのできるまちをつくります。

⑨ 排水対策の推進

公共下水道、特定環境保全公共下水道、浄化槽、雨水浸透施設などの処理施設の整備を進め、生活排水が適正に処理され、河川などの水環境が保全されたまちをつくります。

⑩ 水の安定供給

市民にとって健康で文化的な生活と経済諸活動を支える水道施設の計画的な整備を進め、安全でおいしい水が安定して供給することのできるまちをつくります。

表 主要事業

主要事業	事業の内容
交通安全対策の推進	交通安全ボランティア等の育成・支援 交通安全意識の啓発
交通安全施設の整備	交通安全施設の維持補修及び整備 交差点改良及び歩道の整備
防犯対策の推進	地域防犯体制の構築 防犯意識の啓発 防犯施設の整備 防犯ボランティア等の育成・支援
防災対策の推進	防災・災害情報の把握と提供方法の検討 防災備蓄品等の整備 防災リーダー、ボランティアコーディネーター等の養成・支援 地域防災組織等の育成・強化 民間住宅の耐震対策の推進 浸水・土砂災害対策の推進
消防施設の整備	消防車両・消防施設の整備 耐震性防火水槽等消防水利の整備 防火意識の啓発
救急施設の整備	救急車両や救急施設の整備 救急意識の啓発
地球環境の保全	新エネルギーの利用促進 地球環境保全意識の啓発 森林保全と林道の整備
ごみ減量化の推進	資源循環型社会意識の啓発 ごみの分別・資源回収の推進 資源化施設の整備検討
衛生環境の向上	不法投棄の防止 衛生環境意識の啓発
排水対策	公共下水道の整備 浄化槽整備の促進 雨水浸透施設の築造
上水道の整備	配水管の整備 取水・浄水施設の整備

2) 健康・福祉（健康で生き生きと暮らせる人が増えています）

① 健康づくりの推進

市民の日常生活における健康づくりを推進するため、健康診査の充実や心や体の健康問題に関する各種相談事業の充実を図ることで、市民自らが積極的に健康管理を行い、誰もが元気に生き生きと暮らすことのできるまちをつくります。

② 地域医療体制の充実

地域の医療機関が連携し、地域で医療が完結できる地域完結型医療の提供と、市民病院への先進的医療機器の導入を図るなど、医療の質の向上に努めることで、市民がいつでも安心して適切な医療を受けることのできるまちをつくります。

③ 子育て支援の推進

子どもが健やかに育つように、保育サービスの充実や児童館等の整備、子育て教室や育児相談の充実、子育て経費の軽減を図るなど、安心して子どもを生み育てることのできるまちをつくります。

④ 高齢者福祉の推進

地域支援事業、予防給付などの介護保険サービスの利用促進を図るとともに、生涯学習事業等の充実により、高齢者が住みなれた家庭や地域で自立し、生きがいのある生活を送ることのできるまちをつくります。

⑤ 障害者福祉の推進

障害者サービスの充実を図るとともに、バリアフリー関連施策の推進、交流活動や就労の支援により、障害のある人が地域や家庭で自立し、充実した生活を営むことのできるまちをつくります。

⑥ ひとり親家庭支援の推進

生活支援講習会や情報交換会の開催、相談窓口の開設及び就労支援など、ひとり親家庭が自立し安定した生活を送ることのできるまちをつくります。

表 主要事業

主要事業	事業の内容
健康づくりの推進	健康診査の実施 健康指導の実施と健康相談の充実 健康づくり意識の啓発
地域医療体制の整備	新市民病院の整備 1次救急医療の充実
子育て支援	保育所の改築整備 保育サービスの充実 児童館の整備 子育て経費の軽減
高齢者福祉の充実	介護予防と自立支援の実施 生きがいある環境の提供 生涯学習事業の充実
障害者福祉の充実	障害者の生活・就労支援 障害者サービスの充実
ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭の生活・就労支援

3) 建設・整備（住み心地よいまちの空間が生み出されています）

① 住環境の整備

わかりやすい案内標識の設置を始めとした快適な景観づくりや、土地区画整理事業などの面的整備、公営住宅の機能充実を図ることで、良好な住環境と快適な住宅市街地が形成されたまちをつくります。

② 公共交通の利便性向上

鉄道の利便性向上を図るため、運行便数の増便等について関係機関に働きかけるとともに、路線バスの維持・拡充に努め、コミュニティバスなどの生活交通手段の確保に関する検討を進める中で、多くの市民が公共交通機関を利用できるまちをつくります。

③ 道路交通網の充実

市街地の混雑を緩和し、機能的な道路網を確保するため、幹線道路網と接続道路の整備を進めるとともに、市道の改良拡幅、交差点改良、歩道の設置や橋りょうの整備を進めることにより、道路交通の円滑化が図られ、安心して通行できる道路環境が整備されたまちをつくります。

④ 緑のまちづくりの推進

公園施設等のバランスのとれた配置や公共施設及び市街地の緑化を進めるとともに、本宮山、宮路山、御津山など地域資源の保全と活用を図り、良好な河川・海岸環境整備を行うことにより、緑地、公園、河川、海岸が誰からも愛され、市民の憩いの場として活用されるまちをつくります。また、三河港港湾計画に基づき、臨海部の緑地の整備を関係機関に働きかけます。

表 主要事業

主要事業	事業の内容
都市景観の整備	統一的なデザインによる案内標識整備
市街地形成の促進	土地区画整理 市街地の再開発
公営住宅の改修	バリアフリー対応公営住宅への改修
公共交通手段の充実	公共交通機関の確保 公共交通機関へのアクセス整備
幹線道路網の整備	都市計画道路の整備 臨海部の道路ネットワーク整備促進
生活道路の整備	生活道路の新設・改良 アダプトプログラムの推進
橋りょうの維持管理	橋りょう長寿命化の促進
都市公園の整備	スポーツ公園など都市公園の整備 公園施設の維持管理
緑化の推進	公園、街路の植栽と維持管理 公共施設緑化等の整備と維持管理 港湾・臨海緑地の保全
河川・海岸環境の整備	誰からも愛される河川・海岸の整備

4) 教育・文化（あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいます）

① 学校教育の推進

多様化する教育ニーズに対応し、個に応じた教育や地域社会と連携した教育等の事業推進に努めるとともに、学校施設の計画的な改修や防犯対策、時代の要請に対応した教育環境の整備、給食調理施設の整備を実施することにより、学校が地域に愛され、安全かつ安心できる環境の中で、子どもたちが自立に向け、自ら考え、判断し、実行する力をつけることのできるまちをつくれます。

② 生涯学習の推進と文化の振興

各種講座・教室などの学習情報の提供と、様々な分野で活躍できるリーダーの育成研修や各種団体の支援を進めるとともに、公民館や図書館などの生涯学習関連施設及び文化芸術活動の拠点となる施設の機能充実を図ることで、地域の文化性が高く、多くの市民が生涯学習に親しむことのできるまちをつくれます。

③ スポーツの振興

体育施設・スポーツ公園等の整備に努めるとともに、スポーツ団体の支援や地域スポーツの振興を図ることで、多くの市民がスポーツに親しむことのできるまちをつくれます。

表 主要事業

主要事業	事業の内容
学校施設の整備	教育環境の整備 学校施設の改築 学校施設の耐震対策 学校施設の防犯対策
教育内容の充実	学級運営の支援 地域特性にあわせた教育の推進
学校・家庭・地域の連携強化	学校の地域開放の推進
給食調理施設の整備	給食調理施設の整備充実
生涯学習の推進	生涯学習施設等の整備充実 生涯学習機会の充実 生涯学習活動及び人材の育成・支援
文化財の保護・保存と活用	史跡等の保存と活用 文化財の保存への支援
文化施設の整備	文化会館の機能充実 地域文化広場の機能充実
文化活動の支援	文化団体への活動支援 文化事業の充実
スポーツ施設の整備	スポーツ公園等の整備充実 陸上競技場をはじめとした体育施設の改修
地域スポーツの振興	スポーツ教室・大会の開催 総合型地域スポーツクラブの育成・支援 スポーツ団体の育成・支援

5) 産業・交流（個性があり活力あるまちになっています）

① 農業の振興

農業基盤の整備、近代化、合理化を推進し、環境保全型農業や直売施設の充実促進など、農業の振興を図ることにより、効率的かつ安定的な農業経営を可能とし、魅力とやりがいのある農業が育つまちをつくります。

② 工業の振興

新市の特性である広域的な交通条件を生かした新たな内陸型工業団地の開発や、三河港港湾計画に基づく臨海部への工業用地・ふ頭用地の整備を関係機関に働きかけるとともに、積極的な企業誘致を行うことにより、厳しい環境の下にある中小企業の経営基盤の安定・強化に努め、立地企業に対する支援を充実することで、市内の工業事業所を増加させ、工業の振興を推進できるまちをつくります。

③ 商業の振興

商業団体の育成・支援や事業経営者に対する支援、消費生活相談などの消費者に対する支援を通じ、商業の振興を推進できるまちをつくります。

④ 中心市街地の活性化

再開発等による商業施設の整備により、観光との連携による賑わいの創出を図るとともに、地区の特性を生かした中心市街地の形成のための支援等を行うことにより、魅力にあふれ、住みたくなるまち、訪れたくなるまちをつくります。

⑤ 観光の振興

新たな観光資源の開発に努めるとともに、市内に点在する歴史資源や観光名所等を有機的に結んだ観光ネットワークの形成等により、魅力ある観光機能の強化を図ることで、観光資源が有効に活用され、年間を通じて多くの観光客が訪れるまちをつくります。

⑥ 雇用の安定と勤労者福祉の充実

勤労者が安心して働くことができるよう、勤労者への支援を充実することにより、労働の場が確保され、雇用の安定が図られるまちをつくります。

⑦ 国際化と国際交流の推進

国際交流ボランティアや団体等の育成と支援に努めるとともに、国際社会に対する正しい理解と国際感覚を身につけた教育の実施や人材の育成を進めることにより、外国人との相互理解が深まり、異なる文化を持つ人々が共生するまちをつくります。

表 主要事業

主要事業	事業の内容
農業基盤の整備	かんがい排水施設整備 土地改良事業 農道の維持管理
農業の振興	農業経営者の育成 農業経営の支援 安全・安心な農産物の提供
工業立地基盤の整備	内陸型工業団地の開発促進 臨海部における工業用地・ふ頭用地の整備促進 優良な企業の誘致の推進 新規立地企業に対する支援制度充実 事業経営及び中小企業の支援
商業の振興	事業経営の支援 商業団体の育成・支援 消費生活相談等の消費者支援
中心市街地の活性化	中心市街地の再開発 店舗改装や景観整備への支援 賑わいの創出への支援
観光の振興	観光ネットワークの形成 観光施設等の整備 魅力ある観光事業の実施
雇用の安定	就労条件の改善・向上 勤労者の支援
国際交流の推進	海外都市との交流 市内在住外国人との交流 多文化共生推進プランの策定

6) 行政・協働（効率的で効果的な行政運営が行われています）

① コミュニティ活動・市民活動の推進

コミュニティ施設等の整備充実と、ボランティア・市民活動団体や町内会といった市民活動の自主性・自立性を尊重した支援を図ることにより、コミュニティ活動や市民活動が活発に行われ、市民が主体となるまちをつくります。

② 男女共同参画社会の形成

学校・家庭・社会教育などを通じて、男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動を推進するとともに、行政委員会等への女性の積極的な登用を図ることで、男女が平等の立場で参画できるまちをつくります。

③ 開かれた市政の推進

多様な市民ニーズを的確に把握し、行政情報等を市民に対して提供するシステムの充実を図ることで、市民と行政が情報を共有し、市民がまちづくりに参加できる仕組みが構築されたまちをつくります。

④ 地域情報化の推進

情報通信技術を活用し、CATVやインターネットなどの情報通信基盤の整備を推進し、市民が情報通信技術を積極的に活用でき、豊かな生活が創造できるまちをつくります。

⑤ 行政サービスの向上

行政事務処理の統一的な情報化の推進を図るとともに、組織・機構の見直しや、行政改革の推進を図っていくことで、行政サービスを向上させ、効率的で効果的な行政運営が実現できるまちをつくります。

⑥ 職員の育成と適切な人員配置

行政サービスを充実するため、専門的な知識と高い接遇能力を併せ持った人材を育成し、簡素で効率的な行政組織及び最小の経費で最大の効果を上げる行政システムの確立に資するための適正な人員配置により、少数精鋭の市役所が構築されたまちをつくります。

⑦ 健全な財政運営の推進

本格化する地方分権時代において、多様化する市民ニーズに対応し、新市における地域格差の是正や自立した地域社会を構築するため、安定した自主財源の確保に努め、効率的で計画的な財政運営を行うまちをつくります。

表 主要事業

主要事業	事業の内容
市民活動の支援	市民活動拠点施設の提供 体験型講座及び交流会等の開催
コミュニティの活性化	コミュニティ施設の整備検討 コミュニティ活動の支援 コミュニティ意識の啓発
男女共同参画の推進	男女共同参画意識の啓発 男女共同参画に関する環境整備
行政情報等の提供	多様なメディアを活用した情報提供
地域情報化の推進	地域 CATV の活用 行政手続きのオンライン化 難視聴地域への支援策の検討
行政運営の効率化	行政事務処理の情報化 外部委託等の民間活力導入 行政改革の推進
職員の人材育成	職員研修の充実 定員適正化計画による定員管理
財政健全化の推進	安定した自主財源の確保に向けた取り組み 市債発行額の抑制 適正な公金管理

5. 新市における愛知県事業の推進

(1) 愛知県の役割

愛知県は、新市の施策と連動しながら、以下に掲載する事業を実施又は検討していくことにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。また、市町村合併特例交付金による財政支援を行います。

(2) 新市における愛知県事業

主な県事業については、以下のとおりです。

表 主要事業

分野別	主要事業名	事業概要
安全で快適な生活環境が整っています	地球環境の保全	林道開設事業の実施（林道城山線）
		小規模林道の整備（林道牛沢下谷下線）
住み心地よいまちの空間が生み出されています	幹線道路網の整備	国道 247 号小坂井バイパスの無料化の推進
		国道 151 号一宮バイパスの整備
		国道 151 号の整備の検討（交通安全対策）
		主要地方道東三河環状線 整備（大崎工区・白鳥工区・三上工区） 整備の推進（三蔵子工区） 整備の検討（御津地区の 4 車線化）
		都市計画道路 姫街道線 整備（市田工区） 整備の推進（J R 飯田線、名鉄豊川線踏切部の立体交差） 整備の検討（上宿交差点～東三河環状線）
		主要地方道豊川新城線 整備（東名高速道路～千両町交差点の歩道拡幅） 整備の検討（穂ノ原三丁目交差点～千両交差点の道路改良）
		主要地方道豊橋鳳来線の整備（交通安全対策）
		都市計画道路 国府赤根線 整備（岡本橋より国府駅側）
		県道大塚国府線 整備（県道金野豊川線以北） 整備の検討（県道金野豊川線以南）

分野別	主要事業名	事業概要
住み心地よいまちの空間が生み出されています	幹線道路網の整備	県道豊川蒲郡線 整備（国道１号～音羽川の歩道設置） 整備の検討（未事業化区間の道路改良）
		県道金野豊川線 整備（豊川市為当町地内） 整備の検討（豊川市御津町地内）
		県道前芝国府停車場線の整備（豊川市森地内の道路改良）
		県道千万町豊川線の整備（交通安全、交差点改良）
		県道小坂井谷川線の整備（ＪＲ飯田線踏切拡幅）
		県道諏訪停車場線整備の検討（新道橋の拡幅整備）
		県道小坂井御津線 整備（御馬地区の歩道整備、平坂街道踏切拡幅） 整備の検討（小坂井町地内の道路改良）
		県道三蔵子一宮線整備の検討（（主）東三河環状線～大木新町通交差点：区画整理事業地内起点）
		県道豊川片寄線 整備（豊川市平尾町中山地内～萩町地内） 整備の検討（未事業化区間）
		臨港道路東三河臨海線整備の検討（御津１区～御津２区の橋りょう整備）
	都市公園の整備	都市計画公園 東三河ふるさと公園 整備の推進（２期区域）
	緑化の推進	三河臨海緑地の整備
	河川・海岸環境の整備	二級河川 音羽川、西古瀬川、白川、御津川の整備
室川、西鞍川（溪流保全工）の実施		
天王川流域、赤坂台沢、上近久沢（砂防堰堤工）の実施		
個性があり活力あるまちになっています	工業立地基盤の整備	御津１区-5.5m岸壁・緑地及び埠頭用地の整備
		臨海用地造成の実施
あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいます	学校施設の整備	県立学校の耐震改修の実施

6. 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備は、合併後速やかに行うものとしませんが、統合整備にあたっては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮するとともに、地域住民の意向を反映する中で、現有の公共施設の有効活用に努め、新市の一体性の確保、地域特性や地域間の均衡、財政事情等考慮しながら、効率的な統合整備を図ります。

7. 財政計画

財政計画は、過去の財政状況や現在の財政制度を参考に、将来の歳入・歳出について推計したものです。

策定に当たっては、過去の実績を踏まえて費目ごとに見積もった歳入・歳出額を基礎として、合併に対する財政支援措置や歳出の削減など合併に伴う効果を見込んでいます。

また、財政計画は普通会計ベースで推計しており、企業会計（上水道、病院）、特別会計（下水道、土地区画整理事業等）において、固有の歳入（料金収入等）で賄われる経費については含まれていません。

なお、費目ごとの計画作成における留意点は以下のとおりです。

※平成22年度から平成27年度までの数値については、決算額を記載しています。

（1）歳入

○ 地方税

平成28年度予算額を基本として、過去の実績や今後の税制改正を見込み、現行制度に基づいて推計しています。

○ 地方譲与税

平成28年度予算額を基本として推計しています。

○ 地方交付税

平成28年度予算額を基本として、市税収入等の増減額を加味したうえで、現行の交付税制度に基づき、平成29年度以降については段階的縮減期間における減額を見込んで推計しています。

○ その他交付金

平成28年度予算額を基本として、今後の税制改正を見込んで推計しています。

○ 国庫支出金、県支出金

平成28年度予算額を基本として、過去の実績や扶助費及び普通建設事業費相当分を歳出推計の増減率により見込み推計しています。

○ 地方債

各年度について、新市基本計画に登載される事業に充てられる地方債を見込み、年間35億円として推計しています。

○ その他の費目

平成28年度予算額を基本として推計しています。

(2) 歳出

○ 人件費

定員適正化計画における職員数及び退職手当の動向等を見込んで推計しています。

○ 扶助費

平成２８年度予算額を基本として、過去の実績を踏まえ将来にわたり増加していくものと仮定して推計しています。

○ 公債費

平成２７年度までに発行した地方債に係る元利償還金を基礎として、平成２８年度以降に発行する予定である地方債に係る元利償還金を見込んで推計しています。

○ 物件費

平成２８年度予算額を基本として推計しています。

○ 補助費等

平成２８年度予算額を基本として、過去の実績を見込んで推計しています。

○ 普通建設事業費

新市基本計画に登載される事業を踏まえて推計しています。

○ その他の費目

平成２８年度予算額を基本として、過去の実績を見込んで推計しています。

財 政 計 画

〔歳 入〕

(単位：百万円)

年 度 費 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地 方 税	27,174	27,259	27,370	27,595	28,483	28,257	27,835	28,029	27,620	27,748
地 方 譲 与 税	674	662	620	589	567	597	530	530	530	530
地 方 交 付 税	5,444	6,710	6,606	5,995	6,173	5,898	4,800	4,567	4,784	4,299
1. 普 通 交 付 税	4,605	5,838	5,730	5,151	5,354	5,082	4,300	4,067	4,284	3,799
2. 特 別 交 付 税	839	872	876	844	819	816	500	500	500	500
そ の 他 交 付 金	2,921	2,742	2,585	2,794	2,988	4,553	3,735	3,735	3,735	3,988
分 担 金 ・ 負 担 金	481	489	524	526	553	519	536	536	536	536
使 用 料 ・ 手 数 料	1,470	1,478	1,473	1,477	1,451	1,445	1,437	1,436	1,436	1,436
国 庫 支 出 金	7,943	7,102	6,799	6,896	7,735	8,948	8,328	7,770	7,901	8,185
県 支 出 金	3,961	3,641	3,346	3,741	3,888	3,685	4,309	3,657	3,803	4,090
財 産 収 入	119	104	379	187	190	243	246	151	151	151
寄 附 金	24	14	43	53	45	24	0	0	0	0
繰 入 金	241	191	2,724	689	1,281	2,086	2,709	1,493	1,215	1,587
繰 越 金	1,856	3,017	2,981	2,210	2,290	2,919	707	707	707	707
諸 収 入	2,516	2,536	2,694	2,426	2,319	2,312	2,369	2,384	2,384	2,384
地 方 債	4,396	3,846	3,718	3,375	3,561	2,999	3,691	3,500	3,500	3,500
歳 入 合 計	59,220	59,791	61,862	58,553	61,524	64,485	61,232	58,495	58,302	59,141

※平成 22 年度から平成 27 年度は決算額を記載。

〔歳 入〕

(単位：百万円)

年 度 費 目	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度					
地 方 税	27,703	27,048	27,187	27,327	26,928					
地 方 譲 与 税	530	530	530	530	530					
地 方 交 付 税	3,762	3,692	3,802	3,722	3,972					
1. 普 通 交 付 税	3,262	3,192	3,302	3,222	3,472					
2. 特 別 交 付 税	500	500	500	500	500					
そ の 他 交 付 金	4,508	5,047	4,846	4,846	4,846					
分 担 金 ・ 負 担 金	536	536	536	536	536					
使 用 料 ・ 手 数 料	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436					
国 庫 支 出 金	8,479	8,662	8,901	9,057	9,270					
県 支 出 金	3,794	3,856	4,372	4,025	4,061					
財 産 収 入	151	151	151	151	151					
寄 附 金	0	0	0	0	0					
繰 入 金	2,103	1,987	2,027	2,385	2,335					
繰 越 金	707	707	707	707	707					
諸 収 入	2,384	2,384	2,384	2,369	2,369					
地 方 債	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500					
歳 入 合 計	59,593	59,536	60,379	60,591	60,641					

[歳 出]

(単位：百万円)

年 度 費 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人 件 費	9,922	9,849	9,878	9,567	9,352	9,905	10,125	10,209	10,207	10,038
扶 助 費	11,330	12,161	12,351	12,637	13,832	13,850	13,392	13,603	13,975	14,468
公 債 費	7,252	7,530	7,358	6,643	6,162	5,610	5,388	5,021	4,826	4,631
物 件 費	8,293	8,209	7,910	7,960	8,339	8,349	9,611	9,579	9,646	9,795
維 持 補 修 費	576	654	630	632	666	736	824	824	825	833
補 助 費 等	4,516	4,715	4,897	5,273	5,537	5,766	6,284	6,131	6,000	6,002
投資・出資・貸付金	1,154	998	2,402	1,157	887	895	903	903	903	903
繰 出 金	4,259	4,192	4,094	4,179	4,281	4,955	4,924	4,851	4,846	5,076
積 立 金	1,329	2,183	1,781	1,779	2,202	3,698	177	177	177	177
普 通 建 設 事 業 費	7,572	6,255	8,341	6,413	7,340	6,745	9,589	7,182	6,882	7,203
災 害 復 旧 事 業 費	0	65	11	23	8	2	15	15	15	15
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	56,203	56,811	59,653	56,263	58,606	60,511	61,232	58,495	58,302	59,141

※平成22年度から平成27年度は決算額を記載。

[歳 出]

(単位：百万円)

年 度 費 目	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度					
人 件 費	10,318	9,787	9,715	9,875	9,698					
扶 助 費	14,934	15,361	15,807	16,272	16,758					
公 債 費	4,603	4,563	4,584	4,353	4,141					
物 件 費	9,700	9,700	9,800	9,790	9,700					
維 持 補 修 費	838	838	839	840	838					
補 助 費 等	6,012	6,072	6,121	6,244	6,261					
投資・出資・貸付金	903	903	903	903	903					
繰 出 金	5,124	5,281	5,407	5,536	5,687					
積 立 金	177	177	177	177	177					
普 通 建 設 事 業 費	6,969	6,839	7,011	6,586	6,463					
災 害 復 旧 事 業 費	15	15	15	15	15					
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0	0					
歳 出 合 計	59,593	59,536	60,379	60,591	60,641					

新 市 基 本 計 画

平成 2 8 年 1 2 月変更

発行：豊川市企画部企画政策課

住所：〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

TEL : 0533-89-2126

FAX : 0533-89-2125

HPアドレス：<http://www.city.toyokawa.lg.jp>

E-mail：kikaku@city.toyokawa.lg.jp